

令和7年度 第10回教育委員会 議事録

会議次第

- ☐ 日 時：令和8年1月8日（木）15時00分
- ☐ 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター 小会議室
- ☐ 出席者：（教育委員）山口直登 （教育委員）橋本茂子
（教育委員）池田孝之
（教 育 長）山口 厚 （教育次長）岡田半二郎 （総務係長）川本晃弘
（指導主事）境 裕一
- ☐ 欠席者：（教育委員）中里知子
- ☐ 教育長挨拶
- ☐ 議題

（1）議事録の承認について

（2）議案審議

議案第12号 東彼杵町歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第13号 東彼杵町学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則について

議案第14号 東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

（3）協議事項

① 令和8年度就学に関する必要な教育支援措置の検討結果について

（4）報告事項

- ① 窓口受付時間の短縮について
- ② 彼杵児童体育館除却に向けた現施設利用者等への周知計画について
- ③ 12月行政報告
- ④ 1月行事予定

（5）その他

- ① 臨時教育委員会の開催について
- ② 県市町村教育委員会連絡協議会令和8年度行事予定について

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 15時00分

教育長挨拶

1月3日開催した「二十歳を祝う会」出席へのお礼と参加した若者の数が減少している印象を受けたとの所感を述べ、学校での12月の状況報告では、不登校の状況、生徒指導事案、教職員の超過勤務など報告し、また教育行政報告として、ICT活用及び情報セキュリティ関連の情報セキュリティ研修、児童生徒の情報活用能力調査、生成AIの活用研修の取り組みなど、そして12月議会での一般質問質疑等の報告を行った。

その他、学校の学習環境改善に向けた新規格の机の更新導入や学力向上に向けた英語学習指導力向上事業や小学校でのオンライン英会話トライアル、また食育推進のユニークな取り組みの「東彼杵町産食材の料理レシピコンクール」などを紹介し、挨拶を行った。

議題

（1）議事録の承認について

教育次長

議事録の承認について、事前に送付していた12月2日開催の第9回定例教育委員会議事録の内容確認について、修正等が各委員から連絡があったことを報告し、修正した議事録をもって内容説明を行い、その他に意見や修正等の有無を求める。

教育長及び教育委員全員の意見

意見や修正等は無しとの回答を得る。

教育次長

事務局から冒頭報告した内容の他には、意見、修正等は無しとのことから、議事録決定の承認を求めた。

教育長及び教育委員全員の意見

修正内容をもって、承認される。

教育次長

修正した内容で承認を受けた議事録の議事録署名人について、山口教育委員を指名し、承諾を求める。

教育長及び教育委員全員

承諾を受ける。

(2) 議案審議

議案第12号 東彼杵町歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長

これから、議案の審議を行います。

議案第12号、東彼杵町歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題とし、審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第12号、東彼杵町歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則について、東彼杵町歴史民俗資料館条例施行規則（平成6年6月1日教育委員会規則第2号）の一部を改正したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

提案の理由は、歴史民俗資料館の運用について現在の運用に準じて規則を改正する必要があるため本案を提出するものです。

改正内容は、新旧対照表をもとに説明します。

開館時間の第2条においては、現行の「午前9時から」を、運用実態に合わせ「午前10時から」に改正し、休館日の第3条においては、現行の休館日の規定から「国民の祝日」を削除。入館手続きの第4条において、観覧料無料化に伴い、観覧券の発行及び観覧料に関する規定の全文を削除し、附則として、この規則は公布の日から施行するとします。

説明は以上です。

教育長

これから質疑を行います。ご質問ありませんか。

池田委員

第4条の削除に伴う条文の繰り上がりにより、第11条の条文中の条例第11条は、第10条に訂正すべきではないでしょうか。

教育次長

ご指摘のように、第11条は第10条に修正が必要です。

口頭で修正をさせていただき、改正文中の第11条を第10条に訂正をお願いします。

橋本委員

開館時間の1時間繰り下げの変更は、会計年度任用職員の勤務時間数に影響するのでしょうか。

教育次長

会計年度任用職員の勤務時間数は、開館時間に合わせて1時間短縮しておりますが、この措置については、令和7年度に係る会計年度任用職員において、一部の職務を除いて一律1時間短縮した措置を行っており、開館時間の変更はこのこ

とも関係している内容です。

しかし一方で、報酬単価や勤勉手当の付加など処遇等の改善を併せて行っており、1日あたり1時間短縮ですが令和6年度収入よりも令和7年度は増加している現状です。

教育長

他に質疑はありませんか。

教育委員全員

質疑無し。

教育長

それでは質疑なしと認めます。

これから議案第12号、東彼杵町歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則についての承認を求めます。

お諮りします。只今の審議の通り承認することに異議はありませんか。

教育委員

異議無し。

教育長

異議なしと認めます。

従いまして、議案第12号、東彼杵町歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則については、審議の通り承認することと決定いたします。

続いて、次の議案審議については、議案第13号と第14号は関連がありますので、一括して審議を行います。

それでは、議案第13号、東彼杵町学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則について、及び議案第14号東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則についてを議題とし審議を行います。

それぞれ各議案についての提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第13号、東彼杵町学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則について説明します。

東彼杵町学校運営協議会の設置に関する規則（平成29年4月1日教育委員会規則第1号）の一部を改正したいので教育委員会の承認を求めるものです。

提案の理由は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年6月18日法律第68号）に基づく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号第47条の5第4項の改正により、公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項が追加されたことから、所定の改正を行う必要があるため、本案を提出するものです。

改正内容は、新旧対照表をもとに説明します。

学校運営に関する基本的な方針の承認に係る事項の規則第4条に、新たに「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する業務管理等措置の実施に関すること」が追加されます。

また、この規則は、改正法の施行に合わせて令和8年4月1日施行とします。

続けて、議案第14号について説明します。

東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則については、東彼杵町立小・中学校管理規則（昭和38年教育委員会規則第1号）の一部を別紙の通り改正したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

提案の理由は、議案第13号と同様に給特法の改正に基づく、学校教育法第27条及び第37条の改正による小学校・中学校等について児童生徒等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとされたことから、所定の改正を行う必要があるため法案提出するものです。

新旧対照表をお願いします。

学校に置くことができる職員として「主務教諭」を追加し、その職務内容として「主務教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて当該学校の教育活動に関し、教諭その他職員間における総合的な調整を行う」と追加します。

また同様に、附則として、この規則は、令和8年4月1日施行とします。

説明は以上です。

教育長

これから質疑を行います。何かご質問ございませんか。

山口委員

新設される「主務教諭」と既存の「教務主任」との職務上の違いはなんですか。

教育長

主務教諭は学校全体を支援する役割を担い、学年主任の発展形のような位置づけになりますが、当面、町内の小・中学校で配置される可能性は低いものだと思います。

他に、質疑はありませんか。

教育委員全員

質疑無し。

教育長

それでは質疑なしと認めます。

採決に入ります。

これから議案第13号、東彼杵町学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則についての承認を求めます。

お諮りします。只今の審議の通り承認することに異議はありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議なしと認めます。

従いまして、議案第13号、東彼杵町学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則については、審議の通り承認することと決定いたします。

次に、議案第14号、東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則についての承認を求めます。

お諮りします。只今の審議の通り承認することに異議はありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議なしと認めます。従いまして、議案第14号、東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則については、審議の通り承認することに決定いたします。

以上で、議案の審議を終わります。

(3) 協議事項

① 令和8年度就学に関する必要な教育支援措置の検討結果について

教育次長

前回の第9回定例教育委員会において、保留し措置判定の事案について、令和8年度に小学校へ入学予定のある特定の児童に対し、個別最適な就学支援のあり方の検討をお願いします。

当初は「病弱」を事由とする支援が検討していましたが、関係機関との協議を重ねた結果、「言語障害」に関する支援学級を設置ことで検討したい。

詳細は、指導主事から説明します。

指導主事

(資料により、対象児童について説明する。)

(これ以降の説明内容、質疑及び協議の要旨については、児童生徒の個人情報であるため、記載を省略する。)

教育次長

今回お諮りしました保留した事案に係る令和8年度就学に係る特別支援の措置については、協議のとおり承認いただけますでしょうか。

教育委員全員

承認する。

教育次長

前回の協議案件内容を含めて、今回の協議結果に基づき、速やかに入学説明会等に向けた準備を進めることとします。

(4) 報告事項

① 窓口受付時間の短縮について

教育次長

全庁的な働き方改革の一環として、令和8年4月1日より教育委員会を含む町役場全体の窓口受付時間が現行より始まりと終わり各30分短縮され、「午前9時から午後4時30分まで」となることを報告する。

また既に、添付資料により1月5日付けで町長名、議長名、教育長名の連名により窓口等で周知を行ってことを併せて報告する。

池田委員

窓口受付時間での電話など窓口以外の業務は、これまで通り午前8時30分から午後5時15分までとなっていますが、これは学校も同様ですか。

教育長

この件は学校とは関係なく、学校は違っています。

なお、学校は、学校業務時間過ぎは留守番電話対応になります。

② 彼杵児童体育館除却に向けた現施設利用者等への周知計画について

教育次長

新庁舎建設に伴い彼杵児童体育館が除却される計画について、今後のスケジュールと利用者への対応計画を以下の通りすすめることを報告する。

- スケジュール：令和8年12月末をもって閉館し、令和9年1月より解体工事を開始する。
- 利用者対応：今後、現利用団体への意向調査や説明会を開催し、代替施設の調整を進めていく。
- 将来構想：利用者の不安を解消するため、新しい町民体育館の建設構想を検討する委員会を並行して立ち上げる計画である。

③ 12月行政報告

教育次長

(時間の都合上、報告を割愛し、後もつての目通しを依頼する。)

④ 1月行事予定

教育次長

資料により、説明を行う。

(5) その他

① 臨時教育委員会の開催について

教育次長

令和8年度の東彼杵町立小・中学校教職員の人事異動内申を協議するため、次の通り臨時教育委員会を開催することを決定する。

●日時: 令和8年2月20日(金) 午後3時00分から

② 県市町村教育委員会連絡協議会令和8年度行事予定について

教育次長

県市町村教育委員会連絡協議会 令和8年度行事予定について、県事務局より通知された資料に基づき、標記の行事予定について情報共有を行う。

○次回開催日の開催日程調整

次回定例教育委員会を2月3日(火) 15時から開催することに決定する。

16時55分 閉会

議事録署名

令和8年2月4日

教育委員 山口直登

教育長 山口厚